

福岡市公報

令和8年10月15日 第7276号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（第193号）	1
○都市公園の区域の変更（第194号）	2
公 告	
○一般競争入札の実施（第256号）	3
○一般競争入札の実施（第257号）	4
○開発行為に関する工事の完了（第258号）	4
○開発行為に関する工事の完了（第259号）	5
○開発行為に関する工事の完了（第260号）	5
○開発行為に関する工事の完了（第261号）	5
○都市再開発法による施行地区となるべき区域（第262号）	6
○福岡市農業振興地域整備計画の変更（第263号）	7
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更案（第264号）	7

告 示

福岡市告示第193号

土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。以下同じ。）を指定するので、同条第2項の規定により次のように公示する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域
福岡市南区塩原四丁目110番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

福岡市告示第194号

都市公園の区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 区域を変更する都市公園

区分	名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)	備 考
変更前	清流公園	福岡市博多区 中洲一丁目、 中洲四丁目、 中洲五丁目及 び住吉一丁目 並びに中央区 春吉三丁目地 内	福岡市博多区中洲一丁目95番、95番地先から住吉一丁目227番3地先まで及び95番地先から中央区春吉三丁目1号4番地先まで、中洲四丁目80番及び80番地先、中洲五丁目43番及び43番地先並びに住吉一丁目227番3並びに中央区春吉三丁目1号2番及び1号3番の各一部、1号4番、1号5番、1号6番及び2号1番2の各一部、2号1番3並びに2号1番4	11,831	昭和35年 3月24日 福岡市告示第21号 により設置（令和 4年3月 31日福岡 市告示第 88号及び 令和5年 3月16日 福岡市告示第61号
			福岡市博多区中洲一丁目95番、95番地先から住吉一丁目227番3地先まで及び95番地先から中央区春吉三丁目1号4番地先まで、中洲		

変更後		四丁目80番及び80番地先、中洲五丁目43番及び43番地先並びに住吉一丁目227番3並びに中央区春吉三丁目1号2番及び1号3番の各一部、1号4番、1号5番、1号6番及び2号1番2の各一部、2号1番3並びに2号1番4	11,843	により一部変更)
-----	--	---	--------	----------

2 変更に係る区域の供用開始の期日

令和8年10月15日

公 告

福岡市公告第256号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管B	長尾小学校便所改造衛生設備工事	
	西長住小学校便所改造衛生設備工事	
	百道小学校便所改造衛生設備工事	
	多々良中央中学校空調設備更新工事	
	箱崎清松中学校空調設備更新工事	
	北崎小学校便所改造衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年10月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第257号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管A	大楠小学校校舎その他改築空調設備工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年10月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第258号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区土井二丁目14番1及び14番8

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町南里二丁目17番19号
株式会社 ロイズ・エスクロー
-

福岡市公告第259号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市南区野多目一丁目355番10から355番12まで、355番14、355番15、415番2、415番4、415番5、506番3及び506番6
開発区域内に存する国有の水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE株式会社
-

福岡市公告第260号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第1工区
- 2 第1工区に含まれる地域の名称
福岡市早良区野芥四丁目657番4、657番10及び657番11
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
-

福岡市公告第261号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
-

福岡市西区今津2383番1、2383番3から2383番7まで、4798番597、4798番613及び4798番618から4798番632まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原西五丁目1番31号

株式会社 へいせい

福岡市公告第262号

福岡広域都市計画天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業を施行しようとする者から都市再開発法第50条の5第1項の規定により、施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により次のように公告する。

その施行地区となるべき区域を表示する図面は、この公告の日から2週間福岡市役所（福岡市情報プラザ）において公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から起算して30日以内に市長に対し、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡広域都市計画天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域

福岡市中央区

町 名	地 番
天神二丁目	128番1
	128番2
	128番3
	129番3
	142番1
	142番2
	143番
	144番
	1014番の一部
	1015番の一部
	1016番の一部

福岡市公告第263号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、福岡市農業振興地域整

備計画を次のように変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の福岡市農業振興地域整備計画書は、福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）において縦覧に供する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更の内容

用途区分の変更（農地を農業用施設用地に変更）

2 変更に係る土地

所 在	地 番
福岡市西区大字小田	2140番2の一部
福岡市西区大字草場	712番2の一部

福岡市公告第264号

農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同条第7項の規定により次のように公告する。

令和8年10月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更する地区

内野、今宿及び元岡

2 変更後の地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）

3 変更後の地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間

この公告の日から2週間

4 意見書の提出について

利害関係人は、上記縦覧期間満了の日までに、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

